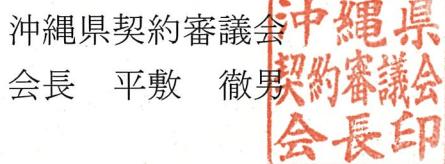


沖 契 審 第1号

平成31年3月20日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿



沖縄県の契約に関する条例に基づく取組方針の策定について(答申)

平成30年11月16日付け沖縄県諮問商第1号で諮問のあったみだしのことについては、下記のとおりお答えします。

#### 記

「沖縄県の契約に関する取組方針（案）」については、審議の結果、適当であると認めます。

なお、取組方針に基づく施策の推進や新たな取組の検討に当たっては、以下の事項について十分配慮されることを要望します。

- 1 条例の実効性を確保するため、条例の趣旨及び取組方針に掲げた施策については、県全体において浸透を図り、着実にかつスピード感を持って具体的に取り組んでいただきたい。
- 2 質の高い公共サービスを担う人材の確保・育成を可能とする労働環境の整備促進は喫緊の課題であり、最低制限価格制度の活用等によりダンピング受注防止を徹底していただきたい。
- 3 事業者等の適正な利益を確保し労働者の待遇改善を促進するため、業界における経費積算上の実態の把握に努めるとともに、その改善に向け必要な取組を検討していただきたい。
- 4 事業者の成長を促すという視点を持ち、社会的責任を果たそうとする事業者の自主的な活動を評価する新たな取組を検討していただきたい。